

居宅介護支援事業所元気 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
居宅介護支援事業所元気（知多北部広域連合指定 第2374101091号）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 有限会社 糸半
- (2) 法人所在地 愛知県東海市養父町浜脇33
- (3) 電話番号 0562-35-1000
- (4) 代表者名 代表取締役 天草 将仁
- (5) 設立年月日 平成7年4月14日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 居宅介護支援事業所元気（事業所番号）2374101091
- (3) 事業所の所在地及び電話番号
愛知県東海市加木屋町石塚177 TEL0562-34-5557
- (4) 管理者氏名 上野 実利

3 事業の目的および運営の方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とすることをご契約者及びその家族等からの相談を承ります。具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。（運営方針）

- (1) ご契約者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- (2) ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
- (3) ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者およびその家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立をモットーとします。
- (4) ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）定の申請の有無を確認し、その支援も行います。

※当サービスのご利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも当事業所の「みなし判断」によりサービスの利用は可能です。

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者：介護支援専門員と兼務 1名
- (2) 介護支援専門員：常勤兼務1名（管理者と兼務） 非常勤専従3名

- (3) 事務員：(兼務) 介護支援専門員の補助の業務にあたります。
※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から木曜日までです。(ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。) 営業時間は9時00分～17時00分。
(2) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能ですのでご相談下さい。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

- ① 第一にご契約者・ご家族の意思を尊重します。
- ② 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者・ご家族から求められたときは、携行する身分証明書を提示します。
- ③ 被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- ④ 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように、申請業務に関し必要な援助を行います。また、認定更新等の申請は、現在の有効期間が満了する1か月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- ⑤ 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安として、利用者の要介護認定有効期間中、最低、毎月1回とします。
- ⑥ 利用者や家族の求めに応じ、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介し、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明します。
- ⑦ 利用者が訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリなど医療系サービスを希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、意見を求めた医師に対し、ケアプランを交付します。
- ⑧ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に情報伝達します。
- ⑨ 「全国平均利用回数+2標準偏差」を超える生活援助中心型訪問介護をケアプランに位置付ける場合は、平成30年10月から保険者にケアプランを提出します。
- ⑩ 当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

(2) 居宅介護支援の内容

- ① 居宅介護サービス計画の作成
 - ア 「介護支援専門員」有資格者の配置
 - イ ご契約者・ご家族への情報提供
 - ウ ご契約者の実態把握
 - エ 居宅サービス計画の原案作成
 - カ 課題分析票の種類(居宅サービス計画ガイドライン、オリジナル方式)
 - キ サービス担当者会議の開催
 - ク ご契約者の同意(サービスの種類、内容、費用等の説明と同意)
- ② サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
- ③ 介護保険施設の紹介等

7 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

8 介護支援専門員の変更について

変更を希望される方はお申し出ください。

9 入院した場合について

ご契約者が入院した場合、ご契約者及びご家族から主治医に担当ケアマネジャー名を伝えるようお願いいたします。

10 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

1.1 利用料及びその他の費用の額

原則、自己負担額はありません。(法定代理受領により保険者より当事業者に対して支払われます。) ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、別紙の利用料金をお支払い下さい。

下記「通常の事業実施地域」以外の地域の方からの依頼については、交通費実費を申し受けます。

1.2 通常の事業の実施地域

東海市・知多市・大府市・東浦町及び阿久比町

1.3 利用者及びその家族に関する秘密の保持

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を第三者に漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者ではなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1.4 ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次の通りです。

- 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス利用割合。

令和5年9月1日～令和6年2月29日まで分

訪問介護	14.9%
通所介護	29.6%
地域密着型通所介護	10.8%
福祉用具貸与	44.7%

2. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。
令和5年9月1日～令和6年2月29日まで分

	訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
1	株式会社ニチイ	有限会社糸半	株式会社ザ・ビッグスポーツボシブル医科学株式会社	アサヒサンククリーン名古屋
	22.22%	55.39%	30.76%	31.05%
2	東海市社会福祉協議会	東海市社会福祉協議会	ケーズメディカルマッサー ジグループ	株式会社東海ケアグループ
	16.66%	11.73%	15.38%	16.45%
3	社会福祉法人福寿園	アクアデイサービス	株式会社S o L	株式会社八神製作所
	15.74%	9.85%	11.53%	11.18%

1.5 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等にご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

1.6 第三者による評価の有無等

第三者による評価は実施しておりません。

1.7 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 上野 実利 TEL 0562-34-5557

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<介護サービス苦情・相談窓口>

愛知県国保連合会介護福祉課内 苦情相談室

所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 国保会館南館7階

受付時間 月曜日から金曜日の午前9時～午後5時まで

電話 (052) 971-4165 FAX (052) 962-8870

知多北部広域連合（事務課給付係）

所在地 東海市荒尾町西廻間2-1 東海市しあわせ村内

電話 (052) 689-2263 FAX (052) 689-2265

阿久比町健康介護課

所在地 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

電話 (0569) 48-1111 FAX (0569) 48-0229

東海市高齢者支援課 電話 (052) 689-1600

知多市長寿課 電話 (0562) 33-3151

大府市高齢障がい支援課 電話 (0562) 45-6289

東浦町ふくし課 電話 (0562) 83-3111

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

《事業所》

住 所	愛知県東海市加木屋町石塚1 7 7 番地
事業所	居宅介護支援事業所元気
管理者	上野 実利